

# 避難行動要支援者のための個別支援計画

(マイプラン)

Q & A

*2019年2月28日*

けやき台自治会防災防犯部

### Q1：個別支援計画（マイプラン）の作成は、なぜ必要なのですか？

A1：けやき台地区は、高台に位置している事、新興住宅地である事等の地理的な特徴から、水害に関するリスクは少ない地区です。しかし、地震、竜巻、一部の地域では土砂災害等のリスクはある地域です。最近、想定外の災害のニュースを見聞きしていると思います。

けやき台は災害に強い地域だと安心せず（正常性バイアス）、いざという時のために、準備をしておきましょう。

そのような観点から、マイプランの作成は必要であると考えております。

実際に、災害が発生し、自分の目の前で支援を求めている方がいる場合、皆様は、支援の手を差し伸べる事と思いますが、具体的に文書を作成し確認することによって、地域の絆やつながりの醸成になると思います。

### Q2：避難行動要支援者とは、どのような人のことを言うのですか？

A2：避難行動要支援者の具体的な対象者の範囲は、以下のとおりです。

- 要介護 2～5
- 要支援 1・2 または要介護 1 で、認知症高齢者の日常生活自立度ランク II～M 判定
- 要支援 1・2 または要介護 1 で、障害高齢者の日常生活自立度ランク B～C 判定
- 身体障害者手帳保持者で以下の等級に該当
  - ①視覚障害 1～4 級    ②聴覚障害 2・3 級    ③平衡機能障害 全ての等級
  - ④肢体不自由（上肢）1・2 級、（下肢・体幹）全ての等級、  
（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）  
ア)上肢機能 1・2 級    イ)移動機能 全ての等級
- 療育手帳所持者 A 判定、B 1 判定
- 精神障害者保健福祉手帳所持者 1・2 級で単身世帯の方
- 上記の他、災害時の避難に不安があり、自ら又は家族・親族及び支援関係者から避難行動要支援者であると申出があった方

### Q3：避難支援者は、どのような考え方で決めるのですか？

A3：避難行動要支援者本人の希望で選任する事を優先します。特に、本人の希望がない、あるいは、要支援者が希望する方の協力が得られない場合、避難支援組織（自治会）で協議して選任しなければなりません。

けやき台地区の場合、新興住宅地である特徴から、地域のつながりが比較的希薄で、避難支援者の引き受け手が決まらない可能性が危惧されます。

従って、最終的には、近所の方が避難支援者となることを目指すが、当面は、けやき台自治会が、あて職的に避難支援者を決めざる負えない場合も想定されます。

その場合、けやき台自治会の地区委員長、班長、副班長、けやき台地域の民生委員・児童委員の皆様の協力が必要になります。

#### Q4：避難支援者は、どのようなことをしなければならないのですか？

A4： 避難支援者の方には、避難準備・高齢者等避難開始発令時、あるいは、災害発生時に、要支援者に対して「避難支援活動」あるいは「情報伝達支援活動」を行う事をお願いすることになります。

ただし、ご自身の安全を最優先とすることが前提で、ご自身が避難支援を行える状況であると判断した場合には、要支援者に対して、要支援者の隣近所の方とも協力して、避難支援あるいは情報伝達支援活動を行っていただくものです。

避難支援者は、支援活動を必ずしもご自身が行うという事だけでなく、対象とする要支援者に対する支援活動を、地域住民の方に指示するリーダーという位置付けです。

尚、避難支援中に避難行動要支援者に与えた損害については、原則として、問われません。(民法第 698 条)

#### Q5：避難支援者となると、どのような責任があるのですか？

A5： 避難支援はあくまで地域における助け合い・共助の活動であることから、支援者には必ず支援しなければならないという義務がかけられるものではありません。

かりに、避難支援中に、避難行動要支援者に損害を与えてしまった場合、避難支援者が行った行為は、民法第 698 条で規定する緊急事務管理（緊急時に行われる行為）であり、悪意又は重大な過失がない限り、原則として問われないことになっております。(民法第 698 条を参照してください)

#### [民法]

##### (事務管理)

第六百九十七条 義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。

2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

##### (緊急事務管理)

第六百九十八条 管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

## Q6：けやき台地区の避難所はどこにあるのですか？

A6：けやき台地区には三田市が開設する指定避難所が3ヶ所あります。（けやき台小学校、けやき台中学校、ウッディタウン市民センター）。

けやき台中学校、市民センターは、すずかけ台、あかしあ台も避難利用します。

発災時（災害が発生した時点を言います）建物の安全確認後、避難所は開設されますが、避難所の運営は、地元のけやき台自治会が、行う事に成ります。

避難されます皆様はどこを選ばれても構いませんが、けやき台中学校、ウッディタウン市民センターの2か所は、各自治会の間でまだ運営方法等について協議されていないため、フォローが充分出来る状況にあるとは言えません。

けやき台自治会は、【けやき台小学校】を最初に運営する拠点避難所としています。

その為、けやき台自治会では、避難所として「けやき台小学校」を推奨しております。

名 称	電話番号	受入人数 (1)	受入人数 (2)
けやき台小学校	079-565-1950	261 人	2,079 人
けやき台中学校	079-565-0086	250 人	926 人
ウッディタウン市民センター	079-565-2443	243 人	243 人

注1：受入人数は、1人当たり3m<sup>2</sup>を有効面積として算出

注2：受入人数（1）は体育館のみを使用した場合

注3：受入人数（2）は体育館と教室を使用した最大の場合

## Q7：避難所の運営はどの様にされるのですか？

A7：避難所の運営について、約束事を要約してみます

1 発災時、サポートに動ける方は非常に限られています。

また、受け入れについての役割もこの時点から始まります。

避難所は万全の体制で開設され運用されるものではありません。

（避難所開設時には生活に必要な食事毛布も充分用意されているわけではありません）

2 安否確認を含めた、避難者登録の作業が優先されます。

（避難後の連絡方法、避難場所を自宅にされるか否か、食料、水の配布予定量を把握する、困っておられるかたの援助等実生活に必要な事柄を聞き出して助ける作業を優先します）

3 避難所開設に当たっては住民の共助によって運営され、特定の人が避難所の運営活動を始める訳ではありません。（行政が多くを準備してやってくれることもあります）

4 避難されてこられた方々も健康であれば援助活動（食料の配布、日用品の配布等）に加わり、情報の共有を進め、広くお互いの理解を深めて行きます。

5 要介護の方々もそれぞれの福祉避難所に向かうまでの間は避難所（けやき台小学

校) で受け入れ先とのやり取りを行う事によりスムーズな情報の交換が出来ます。

#### Q8：福祉避難所ってなんですか？

A8：福祉避難所は、災害時の避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方々のために、開設する避難所です。福祉避難所には、直接避難いただくことはできません。施設の開設に必要な人員の確保等で、受け入れる手配が整わないことも予想されるためです。

三田市内に福祉避難所は現在5か所あります。(発災直後から避難者を受け入れる避難所ではありません)

名 称	所 在 地	電話番号	受入 人数	備 考
総合福祉保健センター	川除 675 番地	559-5700	248	開設順位 1
ひまわり特別支援学校中学部・ 高等部	富士が丘 3 丁目 25 番地	562-7667	25	開設順位 2
ひまわり特別支援学校小学部	富士が丘 1 丁目 12 番地	562-8667	65	開設順位 3
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校	大原梅の木 1546-6	563-3434	100	開設順位 4
兵庫県立高等特別支援学校	大原梅の木 1346-6	563-0689		

福祉避難所に避難するためには、付添人がいなければなりません。

#### Q9：救護所ってなんですか？

A9：救護所は、初期救護を行うところとして位置付けられ、軽傷及び応急処置を行う場所です。

救護所の開設は、救護班が行います。(医師 1 人、看護師 2 人、事務員 2 人)  
けやき台中学校が救護所を設置する市指定避難所となっております。